

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

越生町の人口は、高度経済成長期後の昭和50年代後半の安定成長期から都市化の影響を受け、平成12年までは増加傾向にあり、人口が14,000人を超えた。その後は減少傾向で推移し、令和5年2月現在では11,040人となっている。

産業構造については、主なものとして製造業79社、卸売業・小売業81社、建設業70社、宿泊業・飲食サービス業38社が挙げられる。このうち、製造業の内訳は、家具・装備品製造業36事業所、金属製品製造業8事業所など様々な業種の事業が展開されている。(地域経済分析システムRESAS参照)

このような状況の中で、本町の独自の取り組みとして、町内事業者支援事業や小規模事業者応援事業などの支援を講じてきた。

また、産業振興及び雇用創出に寄与するために、創業手続きやマーケティング手法など、創業前後に必要な知識を総合的に学ぶ「創業塾」を実施している。

今後は、人口減少や産業基盤の衰退傾向を抑制するため、地場産業の振興や企業誘致を進め、地域経済の活性化を図る必要がある。

(2) 目標

中小企業等経営強化法第49条第1項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、中小企業の先端設備等の導入を促すことで、設備投資が活発な自治体の一つとして、地域経済の活性化を目指す。

これを実現するための目標として、計画期間中に3件程度の先端設備等導入計画の認定を目標とする。

(3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性(中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。)が年平均3%以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

町の産業は、多岐にわたり様々な設備を購入する可能性があるため、多様な産業の多様な設備投資を支援する観点から、本計画において対象とする設備は、中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項に定める先端設備等全てとする。

3 先端設備等の導入の促進に関する事項

(1) 対象地域

本町の産業は、町内全域に点在していることから、導入促進基本計画において定める区域を町内全域とする。

(2) 対象業種・事業

本町の産業は、多岐にわたり様々であるため、幅広い事業を支援する観点から全ての業種及び事業を対象とする。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

国が同意した日から2年間とする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

先端設備等導入計画の期間は、3年、4年、5年とする。

5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

雇用の安定に配慮するため、人員削減を目的とした取組を先端設備等導入計画の認定の対象としないこと及び健全な地域経済の発展に配慮するため、公序良俗に反する取組や、反社会的勢力との関係が認められるものについては、先端設備等導入計画の認定の対象としないこととする。また、町税等を滞納している者も対象としないこととする。